

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令要綱

第一 関係政令の廃止

内閣府独立行政法人評価委員会令、総務省独立行政法人評価委員会令、財務省独立行政法人評価委員会令、文部科学省独立行政法人評価委員会令、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、農林水産省独立行政法人評価委員会令、経済産業省独立行政法人評価委員会令、国土交通省独立行政法人評価委員会令、環境省独立行政法人評価委員会令、外務省独立行政法人評価委員会令及び防衛省独立行政法人評価委員会令は、廃止することとする。

(第一条関係)

第二 関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備をすること。

(第二条―第三百三十六条関係)

第三 経過措置

所要の経過措置を定めること。

(第三百三十七条―第五百五十五条関係)

第四 施行期日

この政令は、一部を除き、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)